

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 ～ 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 ～ 3 節 （略）</p> <p><u>第 3 節の 2 交換時抹消手続（第 277 条の 2 - 第 277 条の 5）</u></p> <p><u>第 4 節の 2 特別受益者の申出等（第 278 条の 3）</u></p> <p>第 5 ～ 第 7 節（略）</p> <p><u>第 7 節の 2 担保投資信託受益権に関する取扱い（第 283 条の 2）</u></p> <p>第 7 節の 3 分配金に関する取扱い（第 283 条の 3）</p> <p>第 8 ・ 9 節 （略）</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（ 1 ）～（ 17 ） （略）</p> <p><u>（ 17 ）の 2 特別受益者 加入者が、その直近上位機関に対し、振替投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録の請求の取次ぎ（第 283 条に規定する受益者登録の請求の取次ぎをいう。以下第 282 条まで同じ。）をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替投資信託受益権に係る他の加入者をいう。</u></p> <p>（ 18 ）～（ 28 ） （略）</p> <p><u>（ 28 ）の 2 受託会社 振替投資信託受益権に係る信託契約を受託者として締結する信</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 ～ 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 ～ 3 節 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 5 ～ 第 7 節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 7 節の 2 分配金に関する取扱い（第 283 条の 2）</p> <p>第 8 ・ 9 節 （略）</p> <p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（ 1 ）～（ 17 ） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（ 18 ）～（ 28 ） （略）</p> <p>（新設）</p>

託会社又は信託業務を営む金融機関で、振替投資信託受益権の発行者のために信託を設定した旨の通知を行う者として、あらかじめ機構に申請した者をいう。

(29) ~ (41) (略)

(42) 担保専用口 機構加入者口座の自己口 (質権口又は質権信託口を除く。)に記録をすべき振替株式等 (振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替投資信託受益権については、第116条第1項 (第271条第1項、第272条第1項及び第278条の3第1項)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別株主 (法第151条第2項第1号に規定する特別株主をいう。以下同じ。)、特別投資主 (法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別投資主をいう。以下同じ。)、特別優先出資者 (法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別優先出資者をいう。以下同じ。)又は特別受益者の申出があったものとして取り扱うものに限る。)に限り記録する欄の属性区分をいう。

(43) ~ (49) (略)

(49) の 2 特別受益者管理簿 第278条の3 第1項において読み替えて準用する第110条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(50) ~ (52) (略)

(53) 信託財産名義管理簿 第133条各号 (第271条第1項、第272条第1項及び第278条の3第1項)において読み替えて準用する場合を含む。)又は第232条第1項各号 (第263条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(29) ~ (41) (略)

(42) 担保専用口 機構加入者口座の自己口 (質権口又は質権信託口を除く。)に記録をすべき振替株式等 (振替株式、振替投資口又は振替優先出資については、第116条第1項 (第271条第1項及び第272条第1項)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別株主 (法第151条第2項第1号に規定する特別株主をいう。以下同じ。)、特別投資主 (法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別投資主をいう。以下同じ。)又は特別優先出資者 (法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別優先出資者をいう。以下同じ。)の申出があったものとして取り扱うものに限る。)に限り記録する欄の属性区分をいう。

(43) ~ (49) (略)

(新設)

(50) ~ (52) (略)

(53) 信託財産名義管理簿 第133条各号 (第271条第1項及び第272条第1項)において読み替えて準用する場合を含む。)又は第232条第1項各号 (第263条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(指定株主名簿管理人等)

第13条 (略)

2~10 (略)

11 前項までの規定は、受託会社(法人であつて、第276条第1項の通知の発出及び第283条第1項の受益者登録の請求の取次ぎの受理その他の事務について行う者に限る。)について準用する。

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)~(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資又は投資信託受益権については、総株主通知(第149条第1項に規定する総株主通知をいう。以下第148条まで同じ。)、総新株予約権付社債権者通知(第245条第1項に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。以下第244条まで同じ。)、総新株予約権者通知(第263条において読み替えて準用する第245条第1項に規定する総新株予約権者通知をいう。)、総投資主通知(第271条第1項において読み替えて準用する第149条第1項に規定する総投資主通知をいう。)、総優先出資者通知(第272条第1項において読み替えて準用する第149条第1項に規定する総優先出資者通知をいう。)若しくは受益者登録の請求の取次ぎ(第283条第1項に規定する受益者登録の請求の取次ぎをいう。以下第282条まで同じ。)又は個別株主通知(第154条第

(指定株主名簿管理人等)

第13条 (略)

2~10 (略)

(新設)

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)~(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式については、総株主通知(第149条第1項に規定する総株主通知をいう。以下第148条まで同じ。)又は個別株主通知(第154条第1項に規定する個別株主通知をいう。以下第153条まで同じ。)のときに行うことに同意すること。

1項に規定する個別株主通知をいう。以下第153条まで同じ。)、個別投資主通知(第271条第1項において読み替えて準用する第154条第1項に規定する個別投資主通知をいう。)若しくは個別優先出資者通知(第272条第1項において読み替えて準用する第154条第1項に規定する個別優先出資者通知をいう。)のときに行うことに同意すること。

(11)～(14) (略)

(15) 当該加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替投資信託受益権について、当該口座管理機関に対し、特別株主の申出(法第151条第2項第1号の申出をいう。以下同じ。)、特別投資主の申出(法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号の申出をいう。以下同じ。)、特別優先出資者の申出(法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号の申出をいう。以下同じ。)又は特別受益者の申出(第278条の3において読み替えて準用する第111条の申出をいう。以下同じ。)をすることができること。

(16)～(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口の届出(第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資の届出(第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出

(11)～(14) (略)

(15) 当該加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当該口座管理機関に対し、特別株主の申出(法第151条第2項第1号の申出をいう。以下同じ。)、特別投資主の申出(法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号の申出をいう。以下同じ。)又は特別優先出資者の申出(法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号の申出をいう。以下同じ。)をすることができること。

(16)～(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口の届出(第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資の届出(第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出

(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。)担保新株予約権の届出(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)及び担保投資信託受益権の届出(第283条の2において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20)～(24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式(第159条第1項に規定する担保株式をいう。以下第158条まで同じ。)担保投資口(第271条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口をいう。以下第270条まで同じ。)担保優先出資(第272条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資をいう。以下第271条まで同じ。)担保新株予約権付社債(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第247条まで同じ。)若しくは担保新株予約権(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権をいう。以下第262条まで同じ。)若しくは担保投資信託受益権(第283条の2において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第283条まで同じ。)に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別

(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。)及び担保新株予約権の届出(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20)～(24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式(第159条第1項に規定する担保株式をいう。以下第158条まで同じ。)担保投資口(第271条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口をいう。以下第270条まで同じ。)担保優先出資(第272条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資をいう。以下第271条まで同じ。)担保新株予約権付社債(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第247条まで同じ。)若しくは担保新株予約権(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権をいう。以下第262条まで同じ。)に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者若しくは新株予約権者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出若しくは特別優先出資者の申出における特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) (略)

(27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定（第168条第1項に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。）又は分配金振込指定（第283条の3において読み替えて準用する第168条第1項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式（第166条第1項（第283条の3において準用する場合を含む。）に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第165条まで同じ。）の利用を内容とする配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金（第166条第1項に規定する配当金をいう。以下第165条まで同じ。）又は分配金（第283条の3において読み替えて準用する第166条第1項に規定する分配金をいう。以下この号において同じ。）の受領を当該口座管理機関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ 当該加入者が口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該

(26) (略)

(27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定（第168条第1項に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式（第166条第1項に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第165条まで同じ。）の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金（第166条第1項に規定する配当金をいう。以下第165条まで同じ。）の受領を当該口座管理機関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ 当該加入者が口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をする

委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当該口座管理機関に委託すること。

ハ (略)

ニ 当該加入者に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び口座管理機関配当金受領口座又は口座管理機関分配金受領口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

ホ 発行者が、当該加入者の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前二により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務又は分配金支払債務が消滅すること。

(28) (略)

(28)の2 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替投資信託受益権について、発行者が償還又は解約をする場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなすこと。

(29)～(33) (略)

(34) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権

ことを当該他の口座管理機関に通知することについては、当該口座管理機関に委託すること。

ハ (略)

ニ 当該加入者に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

ホ 発行者が、当該加入者の受領すべき配当金を、機構が前二により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。

(28) (略)

(新設)

(29)～(33) (略)

(34) 振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券又は新株予約権証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券又は新株予約権証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権付社債券又は新株予約権証券は、当該口座管

付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に交付すること。

(35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。

(36) ~ (42) (略)

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより行うものとする。

(1) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、機構加入者、払込取扱銀行及び受託会社に対して行う通知

(2) ~ (4) (略)

2・3 (略)

(帳簿の電磁的記録による作成)

第35条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿(第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第116条まで同じ。)、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿(第271条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特

理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に交付すること。

(35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。

(36) ~ (42) (略)

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより行うものとする。

(1) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、機構加入者、払込取扱銀行及び受託会社(第275条第3号の受託会社をいう。以下同じ。)に対して行う通知

(2) ~ (4) (略)

2・3 (略)

(帳簿の電磁的記録による作成)

第35条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿(第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第116条まで同じ。)、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿(第271条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定

別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第270条まで同じ。)、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿(第272条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第271条まで同じ。)、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿(第278条の3第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。)、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を電磁的記録(電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿及び第283条の2において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担

する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第270条まで同じ。)、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿(第272条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第271条まで同じ。)、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を電磁的記録(電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿及び第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿を電磁的記録により作成する。

保投資信託受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第 273 条 第 3 章第 1 節の規定(第 37 条第 2 項第 7 号、第 8 号、第 10 号及び第 11 号の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)の記載事項又は記録事項について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 37 条第 2 項第 2 号	法第 129 条第 3 項第 2 号	法第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 2 号
第 37 条から第 41 条まで	数	口数
第 37 条第 2 項第 4 号	質権株式 (削る)	質権投資信託受益権 (削る)

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第 275 条 振替投資信託受益権の発行者(以下この章において「発行者」という。)は、

(振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第 273 条 第 3 章第 1 節の規定(第 37 条第 2 項第 7 号、第 8 号、第 10 号及び第 11 号の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)の記載事項又は記録事項について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 37 条第 2 項第 2 号	法第 129 条第 3 項第 2 号	法第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 2 号
第 37 条から第 41 条まで	数	口数
第 37 条第 2 項第 4 号	質権株式	質権投資信託受益権
	<u>当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項</u>	<u>その他規則で定める事項</u>

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第 275 条 振替投資信託受益権の発行者は、新たに振替投資信託受益権について信託を設

新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）を通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 受託会社の商号

(4)～(17) (略)

(新規記録手続)

第 276 条 発行者は、振替投資信託受益権について、信託が設定される場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知(以下この条において「新規記録通知」という。)をしなければならない。

(1) 当該信託に係る振替投資信託受益権の銘柄

(2) 前号の信託の受益者となるべき加入者の氏名又は名称

(3) 前号の加入者のために開設された第 1 号の振替投資信託受益権の振替を行うための口座

(4) 加入者ごとの第 1 号の振替投資信託受益権の口数

(5) 第 1 号の振替投資信託受益権の総口数

(6) 新規記録(第 5 項に規定する記録をいう。以下この条において同じ。)をすべき日

(7) その他規則で定める事項

2 機構加入者は、前項の信託の設定として、規則で定める方法により、信託財産とする機構取扱対象株式等を受託会社の口座に振

定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）を通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 受託会社(投資信託契約における受託者である会社をいう。以下同じ。)の商号

(4)～(17) (略)

(準用規定)

第276条 第51条の規定(第 1 項第 5 号から第 11号まで、第 4 項、第 6 項及び第 8 項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権の新規記録手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 51 条	数	口数
	総数	総口数
第 51 条第 1 項	発行者は、振替株式を発行したとき又は発行しようとするとき(機構が特に認めた場合に限る。)は、	発行者は、新たに振替投資信託受益権に係る信託が設定された場合には、
第 51 条第 1 項第 1 号	当該発行	当該信託
第 51 条第 1 項第 2 号	株主又は登録株式質権	信託の受益者となるべ

<p>り替える。</p> <p>3 機構は、第1項の通知を受けた場合には、直ちに発行口（新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。以下この節において同じ。）に次に掲げる事項の記録を行うとともに、規則で定めるところにより、前項の機構加入者、発行者及び受託会社に対し、振替投資信託受益権の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。</p> <p>(1) 新規記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>(2) 前号の振替投資信託受益権について新規記録をすべき機構加入者口座</p> <p>(3) 第1号の振替投資信託受益権の口数</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>4 受託会社は、発行口に記録されている新規記録に係る銘柄の振替投資信託受益権について、第2項の振替又は第2項の機構取扱対象株式等以外の財産の受領を確認したときは、機構に対し、規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p>5 機構は、前項の通知を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記録をする。</p> <p>(1) 機構が第1項第3号の口座を開設したものである場合 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記録</p> <p>(2) 機構が第1項第3号の口座を開設したものでない場合 直接口座管理機関であって同項第2号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数の増加の記録</p> <p>6 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の</p>
---

	者若しくは特例登録株式質権者である	き
第51条第1項第9号	第1号の振替株式の総数及び株式の内容	第1号の信託の設定に係る振替投資信託受益権の総口数
第51条第2項	同項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号（第9号を除く。）に掲げる事項を通知する。	次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める措置を執る。 (1) 機構が前項第3号の加入者の口座を開設するものである場合 当該口座の保有欄における前項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録 (2) 機構が前項第3号の加入者の口

<p><u>機構加入者、発行者及び受託会社に対し、第1項第1号から第4号までに掲げる事項が明らかになるものとして規則で定める事項を通知する。</u></p> <p>7 <u>前項の通知を受けた場合には、直接口座管理機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を執る。</u></p> <p>(1) <u>第1項第3号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものである場合 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録</u></p> <p>(2) <u>第1項第3号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものでない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第1号から第4号までに掲げる事項の通知</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、同項第2号(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p>9 <u>発行者は、第1項の通知をした後に、発行者が振替投資信託受益権を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p>		<p><u>座を開設するものでない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第1号から第4号までに掲げる事項が明らかになるものとして規則で定める事項の通知</u></p>	
	<p>第51条第3項</p>	<p>同項(この項において準用する場</p>	<p>同項第2号(この項において準用</p>

	合を含む。)の通知	する場合を含む。)の通知
--	-----------	--------------

(振替手続)

第277条 第3章第3節の規定(第53条第3項第6号及び第57条第6項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

表(略)

### 第3節の2 交換時抹消手続

(交換時抹消予定情報)

第277条の2 機構が振替機関として交換(受益者の請求によりその振替投資信託受益権をその投資信託財産と交換することをいう。以下同じ。)に係る抹消(以下この章において「交換時抹消」という。)を行う場合において、機構加入者は、自らのために抹消を行うとき又は受益者から抹消請求の連絡を受けたときは、機構に対し、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として次に掲げる事項(以下この章において「交換時抹消予定情報」という。)を通知しなければならない。

- (1) 交換時抹消に係る振替投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 交換時抹消により減少の記録がされるのが保有欄であるか又は質権欄であるかの別
- (3) 抹消日

(振替手続)

第277条 第3章第3節の規定(第53条第3項第3号及び同項第6号並びに同条第5項第1号口及び同項第4号並びに同条第6項第4号並びに第57条第5項から第7項までの規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

表(略)

(新設)

(新設)

(4) その他規則で定める事項

2 前項に定めるもののほか、機構が振替機関として交換時抹消を行う場合の交換時抹消予定情報に関し必要な事項は、規則で定める。

(抹消口への記録)

第277条の3 機構は、機構加入者から前条に規定する交換時抹消予定情報の通知を受けた場合には、交換時抹消予定情報に係る内容を抹消日の前営業日に抹消口（機構が便宜的に設ける口座で、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の口数に係る情報を一時的に記録するための口座をいう。以下この章において同じ。）へ記録するとともに、規則で定めるところにより、抹消申請機構加入者（自己又は第278条の2第1項に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。）、発行者及び受託会社に対し、当該記録内容及び規則で定める事項（以下この章において「抹消口記録情報」という。）を通知する。

2 受託会社は、前項に規定する抹消口記録情報の通知を受けた場合には、抹消口に記録されている銘柄の交換時抹消に係る信託財産（機構取扱対象株式等である場合に限る。）が抹消申請機構加入者の口座に振替を行うものとする。この場合における振替は、規則で定める方法による。

(交換時抹消申請)

第277条の4 抹消申請機構加入者は、抹消口に記録されている交換時抹消に係る銘柄の振替投資信託受益権について前条第2項に基づく信託財産の振替又は交換に係る前条第2項の機構取扱対象株式等以外の財産の

(新設)

(新設)

受領を確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。機構は、当該通知をもって、抹消申請機構加入者による機構への振替投資信託受益権の交換時抹消の申請（以下この章において「交換時抹消申請」という。）が行われたとみなす。

（抹消記録）

第277条の5 機構は、前条の通知を受けた場合には、第277条の3第1項の規定により抹消口に記録した口数につき抹消申請機構加入者の口座の減少の記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は、抹消申請機構加入者、発行者及び受託会社に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

（一部抹消手続）

第278条 第190条及び第191条の規定は、第277条の2第1項に規定する場合を除き、振替投資信託受益権の一部を抹消する手続について準用する。この場合において、第190条中「金額」とあるのは「口数」と、「法第199条第1項の申請」とあるのは、「法第121条が準用する法第71条第1項の申請）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（抹消手続の委任）

第278条の2 加入者（機構加入者を除く。）は、前節及び前条に規定する振替投資信託受益権の一部の抹消の手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接

（新設）

（一部抹消手続）

第278条 第190条及び第191条の規定は、振替投資信託受益権の一部抹消手続について準用する。この場合において、第190条中「金額」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（新設）

口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関はその直近上位機関である口座管理機関に同様の委任を行わなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

第4節の2 特別受益者の申出等

(新設)

(準用規定)

(新設)

第278条の3 第3章第13節の規定(第3款の規定、第110条第8号、第111条第2項第4号、第113条第2項及び第136条第2項を除く。以下次項において同じ。)は、振替投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

特別株主	特別受益者
特別株主管理簿	特別受益者管理簿
特別株主管理簿に準ずる帳簿	特別受益者管理簿に準ずる帳簿
特別株主管理事務	特別受益者管理事務
特別株主管理事務委託状況	特別受益者管理事務委託状況

2 第3章第13節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第111条第3項	総株主通知の株主	受益者登録の請求
----------	----------	----------

	<u>確定日又は同項の加入者による直近の個別株主通知の申出受付日</u>	<u>の取次ぎの計算期間終了日</u>
<u>第 113 条 第 3 項 又は 第 136 条 第 3 項</u>	<u>第 77 条の規定により</u>	<u>第 278 条の規定において読み替えて準用する第 190 条及び第 191 条の規定により</u>
<u>第 134 条 第 1 項</u>	<u>総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求</u>	<u>受益者登録の請求の取次ぎ</u>

(受益者登録の請求の取次ぎ)

第 283 条 信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る加入者について、投資信託約款等において機構が受益者による受託会社に対する受益者登録の請求を取り次ぐ者である旨を規定されている場合であって、機構が適当と認めるときは、振替機関等は、規則で定めるところにより、加入者による振替投資信託受益権に係る受益

(受益者登録の請求の取次ぎ)

第 283 条 信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る加入者について、投資信託約款等において機構が受益者による受託者に対する受益者登録の請求を取り次ぐ者である旨を規定されている場合であって、機構が適当と認めるときは、振替機関等は、規則で定めるところにより、加入者による振替投資信託受益権に係る受益者

者登録の請求を受託会社に取り次がなければならぬ。

(削る)

第7節の2 担保投資信託受益権に関する取扱い

(準用規定)

第283条の2 第3章第19節の規定は、振替投資信託受益権の担保投資信託受益権に関する取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

<u>担保株式</u>	<u>担保投資信託受益権</u>
<u>質権株式</u>	<u>質権投資信託受益権</u>
<u>株主</u>	<u>受益者</u>
<u>担保株式届出記録簿</u>	<u>担保投資信託受益権届出記録簿</u>
<u>総株主報告</u>	<u>受益者登録の取次ぎの前提となる報告</u>

第7節の3 分配金に関する取扱い

(準用規定)

第283条の3 第3章第21節の規定は、振替投資信託受益権の分配金に関する取扱いについて準用する。この場合において、同

登録の請求を受託者に取り次がなければならぬ。

2 前項の受益者である加入者については、第3章第13節第1款の特別株主の申出に準じた取扱いをすることができるものとする。

(新設)

(新設)

第7節の2 分配金に関する取扱い

第283条の2 第3章第21節の規定は、振替投資信託受益権の分配金に関する取扱いについて準用する。この場合において、同節

節の規定中「配当金」とあるのは「分配金」と、「口座管理機関配当金受領口座」とあるのは「口座管理機関分配金受領口座」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用規定)

第 284 条 第 4 章第 19 節の規定(第 259 条を除く。)は、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「新株予約付社債券」及び「社債券」とあるのは「受益証券」と、「法第 193 条第 2 項」とあるのは「法第 121 条において読み替えて準用する第 67 条第 2 項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第 285 条 機構は、発行者から第 276 条において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知を受けた場合には、規則で定める方法により、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

の規定中「配当金」とあるのは「分配金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用規定)

第 284 条 第 4 章第 19 節の規定(第 259 条を除く。)は、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「新株予約付社債券」及び「社債券」とあるのは「投資信託受益証券」と、「法第 193 条第 2 項」とあるのは「法第 121 条において読み替えて準用する第 67 条第 2 項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第 285 条 機構は、振替投資信託受益権の発行者から第 276 条において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知を受けた場合には、規則で定める方法により、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

## 2 附則

この改正規定は、平成 22 年 5 月 24 日から施行する。ただし、第 25 条第 34 号及び第 35 号の改正規定は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

以上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第11条 機構加入申請者は、規程第18条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「口座開設申請書」という。）を機構に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、<u>振替優先出資又は振替投資信託受益権</u>について、規程第120条第2項（同第271条第1項、<u>第272条第1項及び第278条の3第1項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する委託を行うときは、その旨</p> <p>（8）・（9）（略）</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>リ <u>株式数比例配分方式（第283条の3において準用する場合を含む。）</u>に基づく加入者の<u>配当金又は分配金</u>の受領を受託しないときは、その旨</p> <p>ヌ・ル（略）</p>	<p>（機構加入者口座の開設申請の手続）</p> <p>第11条 機構加入申請者は、規程第18条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「口座開設申請書」という。）を機構に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口<u>又は振替優先出資</u>について、規程第120条第2項（同第271条第1項<u>及び</u>第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する委託を行うときは、その旨</p> <p>（8）・（9）（略）</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>イ～チ（略）</p> <p>リ 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないときは、その旨</p> <p>ヌ・ル（略）</p>

( 6 ) ・ ( 7 ) ( 略 )  
3 ~ 6 ( 略 )

( 区分口座の開設申請の手続 )

第13条 規則第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「区分口座開設申請書」という。)とする。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替投資信託受益権について、規程第120条第2項(同第271条第1項、第272条第1項及び278条の3において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する委託を行うときは、その旨

( 8 ) ・ ( 9 ) ( 略 )

( 機構加入者口座の廃止申請の手続 )

第14条 ( 略 )

2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債又は質権投資信託受益権に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者、新株予約権付社債権者若しくは受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債又は質権投資信託受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出又は担保投資

( 6 ) ・ ( 7 ) ( 略 )  
3 ~ 6 ( 略 )

( 区分口座の開設申請の手続 )

第13条 規則第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「区分口座開設申請書」という。)とする。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、規程第120条第2項(同第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する委託を行うときは、その旨

( 8 ) ・ ( 9 ) ( 略 )

( 機構加入者口座の廃止申請の手続 )

第14条 ( 略 )

2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者若しくは新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主

信託受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者若しくは担保投資信託受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該担保株式、担保投資口、担保優先出資又は担保投資信託受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出又は担保投資信託受益権の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)  
第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した書面  
イ～ヘ (略)

ト 株式数比例配分方式(第283条の3において準用する場合を含む。)に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨

チ (略)

(6)・(7) (略)

3～6 (略)

管理簿中、特別投資主管理簿中若しくは特別優先出資者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主若しくは担保優先出資に係る特別優先出資者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該担保株式、担保投資口又は担保優先出資について担保株式の届出、担保投資口の届出又は担保優先出資の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)  
第16条 (略)

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる事項を記載した書面  
イ～ヘ (略)

ト 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないときは、その旨

チ (略)

(6)・(7) (略)

3～6 (略)

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定又は分配金振込指定(規程第283条の3において読み替えて準用する同第168条第1項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。)の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを行う日

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿及び担保投資信託受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿及び担保新株予約権付社債届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記

知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者、質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者又は質権投資信託受益権に係る受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債又は質権投資信託受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出又は担保投資信託受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中又は特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者又は担保投資信託受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出又は担保投資信託受益権の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。

録をする。

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者又は質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中又は特別優先出資者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主又は担保優先出資に係る特別優先出資者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出又は担保優先出資の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。

4 (略)

(新規記録通知をする時期)

第354条の2 規程第276条第1項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除き、新規記録をすべき日にするものとする。

(新規記録通知事項等)

第354条の3 規程第276条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1) 当該信託に係る振替投資信託受益権の銘柄コード

(2) 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

2 規程第276条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 発行者に係る委託会社コード

(3) その他機構が定める事項

3 規程第276条第2項に規定する規則で定める方法は、前日振替請求とする。

4 規程第276条第3項第4号に規定する規則で定める事項は、機構が定める事項とする。

5 規程第276条第3項の通知は、統合Web端末の利用その他の機構が定める方法により行う。

6 規程第276条第3項に規定する規則で定める事項は、新規記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄コードその他の機構が定める事項とする。

7 規程第276条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託に係る振替投資信託受益権の銘柄コード

(2) 受託会社に係る受託会社コード

4 (略)

(新設)

(新設)

( 3 ) その他機構が定める事項

8 規程第276条第 6 項に規定する規則で定める事項は、同項の機構加入者の機構加入者コードとする。

( 振替株式についての規定の準用 )

第355 条 第 2 章の規定は、規程第273条、第 277 条、第278条の 3、第279 条、第283条の 2 及び第283条の 3において振替投資信託受益権について同第 3 章第 1 節、同章第 3 節、同章第13節、同章第14 節、同章第19 節及び同章第21 節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

( 交換時抹消予定情報に係る機構加入者の通知事項 )

第 355 条の 2 規程第 277 条の 2 第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 当該交換時抹消に係る振替投資信託受益権の銘柄コード

( 2 ) 減少の記録がされるべき口座に係る機構加入者コード

( 3 ) その他機構が定める事項

( 抹消口への記録に伴う通知事項 )

第355条の 3 第277条の 3 第 1 項の通知は、統合We b 端末の利用その他の機構が定める方法により行う。

2 規程第277条の 3 第 1 項に規定する規則で定める事項は、減少の記録がされるべき振替投資信託受益権の銘柄コードその他の機構が定める事項とする。

( 交換時抹消に係る信託財産の振替 )

第355条の 4 規程第277条の 3 第 2 項に規定

( 振替株式についての規定の準用 )

第355 条 第 2 章の規定は、規程第276 条、第 277 条及び第279 条において振替投資信託受益権について同第51 条、同第 3 章第 3 節及び同章第14 節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

( 新設 )

( 新設 )

( 新設 )

する規則で定める方法は、前日振替請求とする。

(抹消記録に伴う通知事項)

第355条の5 規程第277条の5第2項に規定する規則で定める事項は、減少の記録がされるべき振替投資信託受益権の銘柄コードその他の機構が定める事項とする。

(新設)

(振替新株予約権付社債についての規定の準用)

第 355 条の 6 第 3 章第 5 節第 1 款 (第 266 条第 1 号及び第 2 号イを除く。) は、規程第 278 条において振替投資信託受益権について同第 190 条及び第 191 条を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

<u>第 264 条</u>	<u>同 第 194 条 第 1 項、第 209 条 第 2 項 及 び 第 211 条 に 規 定 す る 場 合</u>	<u>振替投資信託受益権の償還又は解約が行われる場合</u>
<u>第 265 条 第 1 項 第 3 号</u>	<u>同 項 第 3 号 の 一 部 抹 消 口 座 に 係 る 加 入 者 口 座 コ ー ド</u>	<u>同 項 第 3 号 の 一 部 抹 消 口 座 に 係 る 機 構 加 入 者 コ ー ド</u>

(抹消手続の委任事項)

(新設)

第355条の7 規程第278条の2第1項に規定する規則で定める事項は、解約時及び償還時の抹消申請情報に係る直近上位機関への通知をいう。

(受益者登録の請求の取次ぎ方法)

第356条 規程第283条第1項の受益者登録の請求の取次ぎは、同第3章第16節第1款の総株主通知に準じた方法により行うものとする。

(取扱い廃止時の取扱い)

第356条の2 規程第284条の規定により、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて同第4章第19節の規定を準用する場合において、同節の規定中「新株予約権付社債権者」とあるのは「受益者」と、「金額」とあるのは「口数」と、「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとする。

2 第3章第17節(第337条を除く。)は、規程第284条において振替投資信託受益権について同第4章第19節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、同節中「新株予約権付社債権者」とあるのは「受益者」と、「新株予約権付社債券」とあるのは「受益証券」と、「取次ぎ総額」とあるのは「取次ぎ総口数」と読み替えるものとする。

別表3  
(別紙(新)参照)

(受益者登録の請求の取次ぎ方法)

第356条 規程第283条第1項の受益者登録の請求の取次ぎは、同第1章第16節第1款の総株主通知に準じた方法により行うものとする。

(新設)

別表3  
(別紙(旧)参照)

## 2 附則

この改正規定は、平成22年5月24日から施行する。

以上

(下線部分変更)

新

旧

別表3

1 統合 Web 端末

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
交換時抹消予定情報通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第277条の2	抹消すべき日の前営業日に入力
信託財産振替済通知(抹消申請)	午前9時から午後3時30分まで	規程第277条の4	抹消すべき日の当日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

振替投資信託受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
新規記録情報通知	午前9時から午後3時30分まで	規程276条第1項	新規記録日に入力

振替投資信託受益権の受託会社からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
信託設定済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程276条第4項	新規記録日に入力

別表3

1 統合 Web 端末

(2) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
前日抹消請求(E T F)	午前9時から午後4時まで	規程第278条	抹消すべき日の前営業日に入力
当日抹消請求(E T F)	午前9時から午後3時30分まで	同上	抹消すべき日の当日に入力
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

振替投資信託受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録通知データ(E T F)	午前9時から午後3時30分まで	規程第276条	-
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新設

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録・抹消(交換)状況一覧	午前7時から午後8時まで	-	振替投資信託受益権の新規記録及び抹消の進捗状況に係る通知

- ・ (略)

振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧 (発行口記録情報通知)	午前9時から午後3時30分まで	規程 276 条第 3 項	-
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	午前7時から午後8時まで	規程第 276 条第 6 項	-
蓄積メッセージ一覧 (抹消済通知)	午前7時から午後8時まで	規程第 277 条の 5 第 2 項及び第 278 条	-
新規記録・抹消(交換)状況一覧	午前7時から午後8時まで	-	振替投資信託受益権の新規記録及び抹消の進捗状況に係る通知

- ・ (略)

振替投資信託受益権の受託会社への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧	午前9時から午後3時30分まで	規程 276 条第 3 項	-

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

- ・ (略)

振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	午前7時から午後8時まで	規程第 276 条において読み替えて準用する第 51 条第 5 項	-
蓄積メッセージ一覧 (抹消済通知)	午前7時から午後8時まで	規程第 278 条において読み替えて準用する第 191 条第 2 項	-
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

- ・ (略)

新設

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(発行口記録情報通知)			
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	午前9時から午後3時30分まで	規程 276 条第 6 項	-
蓄積メッセージ一覧 (抹消済通知)	午前9時から午後3時30分まで	規程 277 条の 5 第 2 項 及び 第 278 条	-
新規記録・抹消(交換)状況一覧	午前7時から午後8時まで	-	振替投資信託受益権の新規記録及び抹消の進捗状況に係る通知

2 (略)

### 3 オンラインリアルタイム接続

(1)(略)

(2) 出力

#### 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
発行口記録情報通知 (非DVP方式)	午前9時から午後3時30分まで	規程第 180 条第 3 項又は規程第 276 条第 3 項	規程第 180 条第 3 項に定める時又は規定第 276 条第 3 項の記録を行った日に出力
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

4 ~ 6 (略)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2 (略)

### 3 オンラインリアルタイム接続

(1)(略)

(2) 出力

#### 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
発行口記録情報通知 (非DVP方式)	午前9時から午後3時30分まで	規程第 180 条第 3 項	規程第180条第3項に定める時に出力
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

4 ~ 6 (略)

以上